

小田原市市民部地域政策課  
〒250-8555 小田原市荻窪 300  
☎(0465) 33-1725

## 男女共同参画社会とは・・・

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会  
(男女共同参画社会基本法第2条)

### — 男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念 —

男女の人権の尊重

社会における制度・慣行についての配慮

政策等の立案及び決定への共同参画

家庭生活における活動と他の活動の両立

国際的協調

男女共同参画社会基本法の制定、施行から10年がたちました。男女の何が変わり、新たな時代にどんな生き方をしていくのかを考えてみたいと思います。

男女差別の撤廃をめざし、社会・家庭において弱い立場の女性を保護し、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担意識は、改善されつつあるように見えます。戦後、憲法で性別による差別が禁止され、婦人参政権が認められました。それから現在に至るまで、男女平等を実現するためのさまざまな法が整備されました。

1985(昭和60)年	男女雇用機会均等法
1991(平成3)年	育児休業法 (1995年 育児・介護休業法へ)
1999(平成11)年	男女共同参画社会基本法
2001(平成13)年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

一方で、男性の育児休暇の取得が少なく、子どもを持つ働く女性には家事と育児の負担が重くのしかかります。また、保育施設も整っていないなど、環境や意識が制度に追いついていないのが現状です。

## 小田原市の取り組み・・・

小田原市では、1986(昭和61)年度に策定した総合計画の中で、「女性の社会参加」を新たな課題として位置付けました。そして、女性問題への新たな取り組みを進めるため、総合計画の個別計画として「おだわら21女性プラン」を策定、1999(平成11)年3月にはその内容を改定した「おだわら女性ビジョン」を策定しました。そこには、1995(平成7)年の世界女性会議で強調された、「人権としての女性の権利の確立」と「女性のエンパワーメント」を新たに盛り込み、男女共同参画社会の実現に向け、計画に基づいて事業を実施してきました。

今年度で、「おだわら女性ビジョン」の計画期間が終了します。現在、市民委員も参画する男女共同参画プラン策定推進委員会で、新たな計画を策定しています。

### 募集します!

「(仮称)小田原市男女共同参画プラン」(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。詳しくは、広報小田原11月15日号をご覧ください。



小田原市では、女性が市政に関心を持ち、意見を発言できる力をつけて、審議会などの政策・方針決定の場に参画していくための人材育成講座「女性のエンパワメント講座」を行っています。男女共同参画の視点からさまざまな分野を採り上げたカリキュラムになっています。

ここで、今年度開催されたものの中から、3つの講座内容をご紹介します。

## 法律の理念と現実～生活の中の男女平等～

講師 関東学院大学教授 糠塚先生

1979（昭和 54）年、国連において女子差別撤廃条約が採択され、日本は1985（昭和 60）年に条約を批准しました。

しかし日本の男女平等は、世界的にみてもかなり遅れています。例えば昨年の男女平等の度合いを表す GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は、134 か国中 101 位でした。政治で女性の占める割合は衆議院議員 11.3%で世界 119 位、民間企業管理職は 3.6%、自治会長は 3.8%です。また、男女間賃金格差は、男性を 100%とすると女性は 69%〔2008 年〕です。家庭内の家事分担状況も、夫妻共にフルタイムで働いている場合でも、「家事は妻が行う」と「妻が中心に行う」で 75.7%となるなど、未だに平等とはいえない状態です。

これからの男女共同参画社会に向けて、女性の貧困問題（母子家庭の 85%が貧困）、女性に対する暴力防止への取り組み、男女同一賃金の実施、政治的公的分野における女性参画の促進など、課題が山積しています。

国では、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度になるように」としています。政策決定機関での男女間の格差を是正するために一定の女性枠を設けるクオータ制（割り当て制）は、世界の多くの国で採用されていますが、日本での導入が検討されても良い時期と思われる。

## ドメスティック・バイオレンス～知ることからはじめよう、誰かのために～

講師 かながわ女のスペースみずら 阿部先生

日本では長い間、家庭内での暴力は夫婦ゲンカとして扱われてきました。そのため欧米に比べて 20～30 年、ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する取り組みが遅れています。2001 年に DV 防止法が成立し、配偶者（元配偶者、内縁関係も含む）からの暴力は犯罪であり、女性の人権問題であると位置づけられました。被害者・加害者は共に社会のあらゆる層に及び、年代も 10 代～80 代に渡ります。加害者は社会では人格者と見られていても、家庭内では別の顔を持っていることもあります。暴力と支配は、身体的、心理的、経済的などのさまざまな形で現れます。近年は、恋人同士のデート DV も問題になっています。DV を見たり虐待されたりした子が、成長して加害者になるなど、暴力の連鎖が起こることもあります。

こうした被害者対策として、神奈川県では、はじめに相談を受けた自治体が DV 被害者支援の責任自治体となり、加害者の執拗な追求から被害者を守るために、経済支援や就労支援、心理ケアなどの自立支援を行っています。

被害者は「おまえがだめだから暴力をふるうんだ」と言われ、自分を責めてしまいます。身近な人がいち早く気づき、「あなたは悪くないのです」と声をかけ、相談に行くように勧めることが大切です。

## マスコミ表現の中の女と男

講師 フェリス女学院大学教授 諸橋先生

日ごろ私たちは、あふれるような情報をメディアを通して得ています。そこで見る映像や出来事を、私たちは間違いなく現実に起こったものと思っています。講座では、実際に過去テレビで放映されたインタビュー、事件報道やコマーシャルを見ながら、それらが本当にありのままの事実がどうかを検証してみました。するとその中では、映像や音響やテロップなどを使って周到に演出され、男性はこうあるべき、女性はこうあるべきというイメージが、無意識のうちに刷り込まれていることに気がきました。

その後、「男は仕事、女は家庭、それで我が家は幸せ」という 10 年くらい前のコマーシャルを取り上げて、グループに分かれて話し合い、分析結果を模造紙に書き出し、ポスター発表しました。

私たちは、メディアからの情報はあくまで編集されたものであるということを知り、一方的な受け取り手にならないで、自分自身でその内容を読み解くことが大切です。また、自分たちの声を、電話、手紙、メールなどを使い、メディアへ働きかけることも必要です。

## 講座に参加して…

最近では、「男女差別って未だにあるの？今は強い女性が多いよ」という意見も聞かれるようになりました。

今回、エンパワメント講座に参加し、日ごろ知る機会の少ない男女不平等や男女共同参画社会基本法を勉強しました。そこで、三つのことに気付かされました。一つ目は、女性が選挙権を持ったり社会に発言できるようになったのは、ここ 60 年であるということ。改めてこれらの権利のありがたさを感じました。二つ目は、社会の中に巧妙に隠れている男女差別に気付かされたことです。三つ目は、差別、DV などの問題は、複雑にからみ合っていて、一つの問題が次々に別の問題を生んでいくという恐ろしさです。

まだほんの入り口に片足を踏み入れただけですが、まず知るということ、次に自分で考えて一歩踏み出すことが男女共同参画社会実現につながっていくと思います。

編集員の  
ひとりごと



「父親の最初の仕事は、へその緒を切ることでしょ」18 年前オランダでの出産を迎えた私に近所のオランダ人女性は当たり前のように言いました。子どもが小学生の時には面談に私が一人で行くと「なぜ夫は来ないのか」と不思議がられました。皆、夫婦揃って来ていたのです。今、日本の家庭内における男女共同参画はどうでしょうか。